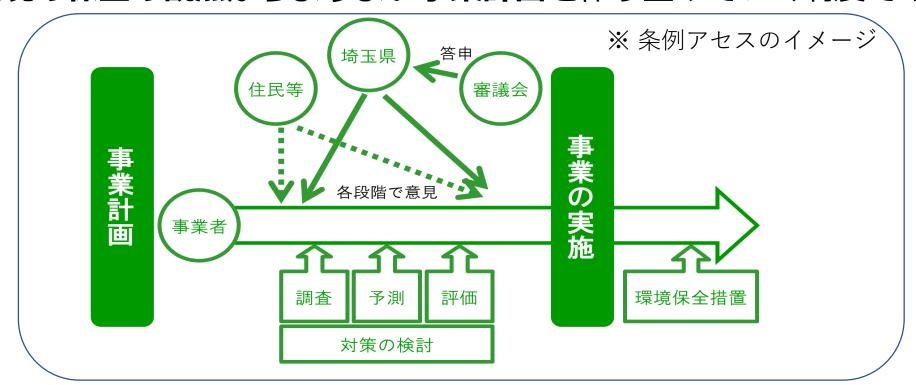
# 環境アセスメント制度の概要について

# 1 環境アセスメント(環境影響評価)とは

#### 環境アセスメントの概要

環境アセスメントとは、環境に影響を与える可能性がある大規模な開発事業等を 実施しようとする場合に、その事業による環境への影響を、**あらかじめ事業者自らが** 調査・予測・評価し、その結果を公表し住民等の意見を踏まえ、事業計画に反映させ ることで、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度である。



※ 主体は、事業を実施する事業者自らであり、**事業の中止や見直しを求めるものではありません**。

# 2 条例アセスについて

## 条例アセスの主な対象事業

#### ①土地区画整理事業

・アセス要件:施行区域の面積が50ha以上

(工業団地の造成等が含まれる場合には20ha以上となる場合あり)

・具 体 例:高速道路 I C周辺地区における土地区画整理事業

#### ②廃棄物処理施設の設置

・アセス要件:処理能力が200t/日以上のごみ処理施設

排出ガス量が40,000N㎡/時以上 又は 排出水量が5,000㎡/日以上の産業廃棄物中間

処理施設

・具体の例:市町村焼却炉(一般廃棄物処理施設)の設置

民間の産業廃棄処分業者の焼却炉(産業廃棄物処理施設)の設置

#### ③工場の設置

・アセス要件:施行区域の面積が20ha以上、排出ガス量が40,000N㎡/時以上 又は 排出水量が

5,000㎡/日以上の工業の設置

・具 体 例:民間の大規模工場の設置

※ 対象事業の詳細については県ホームページに掲載したリーフレットを参照ください。 (https://www.prof.goitama.lg.ip/20501/20001/jindox.html)

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/index.html)

# 2 条例アセスについて

#### 条例アセスにおける環境影響評価方法について

条例アセスは「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき次のとおり実施される。

①地域特性の把握:計画地の地域の状況を把握する(文献調査等)。

2調査項目の選定:事業内容を踏まえ、環境影響を調査すべき項目を設定する。

(項目の例:大気質、騒音、振動、動物、景観 等)

3 **各方法等の選定**: 各調査項目について、調査・予測・評価の方法を選定する。

4現地調査の実施:計画地の詳細な状況(現況)を調査する。

⑤環境影響の予測:④の調査結果をベースに、事業実施により想定される変化を踏まえ、環境 への影響を予測する。

⑥ 予測結果の評価:⑤の予測結果を踏まえ、環境保全措置により実行可能な範囲で環境への影響が 回避・低減されているか、各基準・目標と整合が取れているか等を評価する。

⑦着手後の確認等:不確実性が認められる項目等について着手後の実際の状況が「予測・評価」 した結果と異なっていないか状況確認を行う。異なっている場合には追加の 環境保全措置等を行う。

# 2 条例アセスについて

#### 条例アセスにおける環境影響評価に係る手続きについて

事業者による環境影響評価について、次の各段階でアセス図書が県に提出される。

- ①地域特性の把握
- ②調査項目の選定
- ③各方法等の選定
- 1 環境影響調査計画書
  - ④現地調査の実施
  - ⑤環境影響の予測
  - ⑥予測結果の評価
- 2 環境影響評価準備書
- 3 環境影響評価書
  - ⑦着手後の確認等
- 4 事後調査書

※ **知事意見は県環境影響評価技術審議会**の答申等を 踏まえて作成される。そのため、知事意見が必要な 時に当該審議会(小委員会を含む)が開催される。

## ①~③の内容等が記載された書類

次スライドのとおり住民意見や<mark>知事意見</mark>が事業者になされる。 事業者は当該意見を踏まえ、④現地調査等を実施する。

4~6の内容等が記載された書類

最終的な環境影響評価結果である評価書の案に該当する。 調査計画書と同様に住民意見や知事意見が事業者になされる。

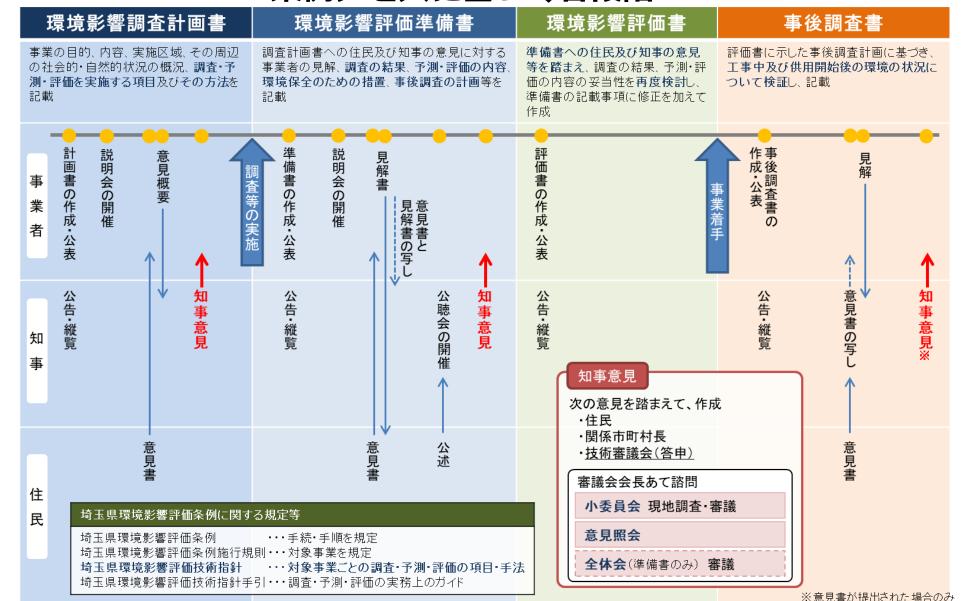
知事意見等を踏まえ 2の内容を整理した書類

縦覧のみ実施される。

⑦の内容等が記載された書類

住民から意見があった場合のみ<mark>知事意見</mark>が事業者になされる。

## 条例アセスに基づく各段階



# 3 埼玉県環境影響評価技術審議会の役割

## 埼玉県環境影響評価技術審議会とは

埼玉県の附属機関であり、埼玉県知事の諮問に応じ、<mark>環境影響評価に関する技術上の重要事項を</mark> 調査審議する。

実際には、各手続に関し次のように審議会等が開催され、図書の内容について、「埼玉県環境影響 評価技術指針 (https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4668/shishin 20190219.pdf)」を踏まえ、科学的・技術的観点から審議が行われる。

1調查計画書手続:小委員会

② 準備書手続:小委員会+審議会(全体会)

③評価書 手続:なし

- ※ 小委員会事案毎に関係する委員で構成される専門の委員会(6~9名程度)
- ※ 全体会全委員が参加する審議会

4事後調査書手続:小委員会(住民意見が提出された場合のみ)

※ 最終的に審議会は、審議結果を答申として知事に示す。知事は答申の内容を踏まえることで 客観性・透明性・専門性のある知事意見を作成している。

# 3 埼玉県環境影響評価技術審議会の役割

## 各手続きにおいて審議する内容について

手続	記載されている主な内容	審議する内容例
調査計画書	<ul><li>○地域特性の状況</li><li>○選定した調査項目</li><li>○調査・予測・評価方法</li></ul>	<ul><li>○地域特性の把握方法は適正か</li><li>○調査項目・調査地点・調査方法・予測方法・評価方法は妥当か(技術上適切な内容か)</li></ul>
準 備 書 (評価書の案に該当)	<ul><li>○現地調査結果</li><li>○環境影響の予測結果</li><li>○環境影響の評価結果</li></ul>	<ul><li>○適切に現地調査が実施されているか</li><li>○予測に使用した条件や原単位などは適正か</li><li>○実施する環境影響の回避手段・低減手段は科学的観点も含め妥当か*</li></ul>
評 価 書	準備書と同様 (知事意見等を踏まえ修正等されたもの)	内容については、準備書において既に審議されているため、改めての審議は実施しない。
事後調査書	<ul><li>○事業着手後の状況確認結果</li><li>○実施した環境保全措置の内容</li></ul>	○適切に状況確認調査が実施されているか ○環境保全措置内容は適切か